

# 所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、おひさまエネルギー利用促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市における低炭素化を推進し、もって地球温暖化を防止していくことを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おひさまエネルギー利用促進事業 太陽光発電システムを設置する事業をいう。
- (2) 太陽光発電システム 次に掲げる要件を備えた住宅用太陽光発電システムをいう。
  - ア 住宅の屋根等への設置に適し、低圧配電線と逆流のある系統連系をするもの
  - イ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の電力受給契約を締結することができるもの
  - ウ 未使用品のもの

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、自らが居住するため市内の住宅等に太陽光発電システムを設置する者であって、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 補助金申請時及び実績報告時において、市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。
- (2) 実績報告時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 補助金交付決定の通知に記載された交付決定年月日から起算して、既存の住宅に太陽光発電システムを設置する場合又は太陽光発電システムが設置されている建売住宅を取得する場合にあつては原則として3月以内、新築の住宅に太陽光発電システムを設置する場合にあつては原則として6月以内に設置工事の完了又は建物の引渡しを受けることができること。

## (補助対象経費の範囲)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、太陽光発電システムの設置に要する費用で次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電システムのうち、次に掲げるものの購入に係る費用
  - ア 太陽電池モジュール
  - イ 架台
  - ウ 接続箱
  - エ 直流側開閉器
  - オ インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）
  - カ 交流側開閉器（サービスブレーカー）
  - キ 余剰電力販売用電力量計
- (2) 配線及び配線器具の購入並びにその据付けに係る費用

(3) 設置工事に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、太陽電池の最大出力の値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位未満は切り捨てる。）に20,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、補助対象となる太陽電池の最大出力の上限は4.0キロワットとする。

2 この要綱に基づく補助金を受けて設置した太陽光発電システムを増設する場合にあっては、4.0キロワットから既に受けた補助金を算出する際の最大出力の値を控除した値を上限とする。

(募集)

第6条 市は、年度毎に定める募集開始日から募集終了日までの間、この要綱に基づく補助を受けようとする者について募集を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた申請書に係る補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日をもって受付を終了する。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者が補助金の交付申請をする場合は、所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、工事着工前又は住宅の引渡し前に市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し
- (2) 太陽電池の最大出力の値が確認できる書類の写し（前号に掲げる書類で確認できる場合は除く。）
- (3) 工事着工前の現況写真及び案内図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、持参により行うものとする。

(事務の代行)

第8条 申請者は、補助金交付申請に係る書類の提出を他の者に代行させることができる。この場合において、申請者は、前条第1項に定める書類のほか委任状（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、補助金の交付申請を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）を通知するものとする。ただし、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において一世帯につき1回限りとする。

(計画変更届の提出)

第10条 申請者は、交付決定通知書を受けた後、申請書に記載した次に掲げる事項の変更があった場合は、計画変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、計画変更届により補助金交付決定額を増額することはできない。

- (1) 太陽電池の最大出力の変更に伴い、補助金交付決定額が減額となる場合

(2) 契約業者を変更する場合

2 計画変更届は、速やかに持参又は到達したことが確認できる方法により提出しなければならない。

(中止の承認申請)

第11条 申請者は、交付決定通知書を受けた後、太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第12条 申請者は、太陽光発電システムの設置又は太陽光発電システムが設置された住宅の引渡しが完了したときは、完了日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに実績報告書兼補助金交付請求書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの設置に係る領収書の写し
- (2) 太陽光発電システムの設置完了後の写真及び配置図
- (3) 電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は、持参又は到達したことが確認できる方法により行うものとする。

(補助金交付額の確定及び補助金の交付)

第13条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、速やかに内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付額を確定し、所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付確定通知書兼振込通知書（様式第8号）により、申請者に対し補助金を交付する旨を通知し支払うものとする。

(管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、善良なる管理者の注意をもって管理し、太陽光発電システムを設置した住宅における電力の消費の用に充てなければならない。

(取消及び返還)

第15条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとした場合又は受けた場合若しくはこの要綱に違反した場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(協力)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(平成23年度における補助金交付の特例)

- 3 平成23年度に限り、平成23年10月25日から平成24年1月9日までの間に、太陽光発電システムの設置工事を着工し、又は太陽光発電システムが設置されている建売住宅を取得した者で、おひさまエネルギー利用を促進するものに対して、補助金を交付する。
- 4 第2条から第16条までの規定は、前項の補助金の交付について準用する。  
(平成24年度における補助金交付の特例)
- 5 平成24年度に限り、平成24年4月1日から募集開始日前日までの間に、太陽光発電システムの設置工事を着工し、又は太陽光発電システムが設置されている建売住宅を取得した者で、おひさまエネルギー利用を促進するものに対して、補助金を交付する。
- 6 第2条から第16条までの規定は、前項の補助金の交付について準用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、同年7月9日から施行する。
- 2 この要綱(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の所沢市おひさまエネルギー利用促進事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。